

入 札 説 明 書

入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、五條市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 6 月 1 日

2 契約担当部局

〒637-8501 五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号

五條市あんしん福祉部社会福祉課 福祉総務係

電 話 0747-22-4001 (内線 382)

F A X 0747-24-2381

E-Mail syakaifukushika@city.gojo.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 入 札 件 名 社会福祉法人指導監査に伴う監査体制強化業務委託

(2) 業 務 内 容 仕様書のとおり。

(3) 契 約 期 間 契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 履 行 期 間 契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(5) 履 行 場 所 五條市内社会福祉法人

(6) そ の 他

その他詳細については、仕様書等のとおりとする。

4 入札参加資格

次に掲げる (1) から (8) まで全ての要件を満たす者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 監査法人、会計事務所及び税理士法人であること。

(3) 公告日現在、五條市令和 7・8 年度物品・役務入札参加資格に係る業者登録において、業種名「その他」、業務名「小分類 (業務) 以外の役務」に登録のある者。

(4) 公告日から過去 5 年間に於いて、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体に対して、社会福祉法人会計監査業務の業務委託契約を受注者として締結し、それらを誠実に履行している者であること。

(5) 国税、市 (町村) 税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。

(6) 公告日から落札決定までの間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱 (令和 4 年 3 月五條市告示第 5 1 号) 又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領 (平成 2 7 年 5 月五條市告示第 6 3 号) による

入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 次の暴力団等排除措置要件に該当していない者

- ① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（五條市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月五條市条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- ② 暴力団（五條市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(9) 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

5 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、4 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記（1）の①～②の書類を提出しなければならない。

なお、期限までに規定の必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

（1）提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- ② 契約履行実績証明書（様式 1 の 2）※実績証明書に記載した契約の契約書等（受注形態、内容等が記載された契約書等）の写しを含む。

公告日から過去 5 年間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体に対して、同業務の業務委託契約を受注者として締結し、それらを誠実に履行した実績を記入してください。

（2）提出期限 令和 7 年 6 月 16 日（月） 午後 5 時 00 分まで

（3）提出場所 上記 2 の契約担当部局に同じ

（4）提出方法及び部数

- ①方法 持参又は郵送によること。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着の

こと。また、封筒に「社会福祉法人指導監査に伴う監査体制強化業務委託に係る入札参加資格確認申請書類 在中」と朱書してください。

②部数 各 1 部

(5) 入札参加資格審査結果の通知

申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、令和 7 年 6 月 19 日（木）までに、次に掲げる事項を記載した一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知します。（先に F A X 又は電子メールにより通知した後、改めて郵便により通知書を送付します。）

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格が無い旨及びその理由

※ 入札参加資格が無い旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）以内に書面を（3）の提出先に持参して説明を求めることができます。

(6) その他

ア 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

イ 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。

ウ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

エ 提出された申請書及び確認資料は返却しません。

6 入札方法等

(1) 入札の基本的事項

入札者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(2) 公正な入札の確保

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札方法（入札金額について）

入札は、業務委託の契約期間全体の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札書及び入札について

- ① 入札者は、所定の入札書（様式2。誓約書を兼ねる。）を作成し、③のとおり作成・記入した入札書用封筒に入れてください。
 - ② 入札書の記載にあたっては、次の点に注意してください。入札書の記載方法については、別添の「入札書の記載例」のとおりです。
 - ア 入札書には「住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名」及び「本件責任者及び本件担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号）」を記載すること。※本件責任者と本件担当者は、同じ者であっても両方に記載すること。
 - イ 入札書の日付は、入開札日を記載すること。
 - ③ 入札書は、別添の「入札書用封筒の作成・記入方法」のとおり、入札書用封筒に入れ、封筒表面に「宛名（五條市長）」、「件名」、「入札書 在中」、「住所、商号又は名称、代表者職氏名（代理人氏名）」を記入のうえ、封かん（封の糊付け）すること。
- (5) 開札時刻以降の開札場所への入室はできません。
- (6) 入札執行回数
入札回数は、1回とします。
- (7) 入札者は、その提出（郵送）した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (8) 入札書の金額の数字等
入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。
- (9) 入札書の記載事項の訂正
記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書しなければなりません。ただし、入札書（及び内訳書）の金額を加除訂正することはできません。また、提出（郵送）後の入札書及びその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。
- (10) 入札の延期、中止等
ア 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札延期、中止又は取り止めることがあります。
イ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがあります。
ウ 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札を延期、中止又は取消します。
- (11) その他
① 応札者が1者であっても、入札を執行します。
② 入札書は、ボールペンなど、容易に消すことのできないもので記載してください。

7 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所（送付先）、契約条項を示す場所、問い合わせ先
上記2の契約担当部局に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しません。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年6月30日(月) 午前10時00分

五條市岡口1丁目3番1号 五條市役所 1階 会議相談室2

(4) 郵便入札について

ア 入札書を入れた入札書用封筒(上記6(4)の方法による。)を郵送用封筒(外封筒)に入れ、郵送用封書の表面には「入札書 在中」、「件名」、「住所、商号又は名称、代表者職氏名」を記入のうえ、簡易書留又は書留郵便により(1)の郵送先へ令和7年6月27日(金)午後5時00分までに到着するように郵送してください。

※ 郵送用封筒(外封筒)の作成・記入方法は、別添の「入札書を郵送する場合の郵送用封筒(外封筒)の作成・記入方法」のとおりです。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに上記2の契約担当部局へ入札辞退届(様式4)を提出してください。郵送の場合は、令和7年6月27日(金)午後5時00分までに到着するものに限り、封書に「宛名(宛先)」のほか、「件名」、「入札辞退届 在中」、「住所、商号又は名称、代表者職氏名」を記入して提出又は郵送してください。)

なお、郵便入札の場合、入札書等の郵送後においても、開札日の前日午後5時00分までは入札の辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は入札辞退届(様式4)を上記2の契約担当部局へ期限までに直接持参するか期限までに到達するよう書留郵便により提出するものとし、当該期限を過ぎた場合の辞退は認めません。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書、入札書用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (3) 入札書に「代表者職氏名」及び「本件責任者及び本件担当者の氏名及び連絡先」の記載がない入札
- (4) 入札書の入札金額(及び内訳書の金額)を訂正又は書き換えした入札
- (5) 内訳書中の金額が不整合、又は内訳書の合計額と入札金額が一致しない入札
- (6) 入札書の日付が入開札日でない入札、又は日付の記載がない入札
- (7) 記載事項(金額を除く。)を訂正した場合においては、この入札説明書の訂正方法に違反した入札書(及び内訳書)による入札
- (8) 鉛筆その他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札
- (9) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (10) 「委任者の代表者職氏名」及び「本件責任者及び本件担当者の氏名及び連絡先」、「受任者の氏名」のいずれかに記載がない委任状により代理人がした入札

- (11) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札した者の入札
- (12) 同一の入札について入札者又はその代理人によりなされた2通以上の入札
- (13) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (14) 指定した必要書類が同封されていない入札、封筒に封かん（封の糊付け）のない入札
- (15) 1つの封筒に2枚以上の入札書が同封された入札、又は入札書以外のもの（同封するよう指定した書類を除く。）が同封された入札
- (16) 郵便による入札において、次のいずれかに該当する入札
 - ア 所定の日時までに到着しなかった郵便による入札
 - イ 書留郵便以外の郵便による入札
 - ウ 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (17) 提出期限内に入札参加資格確認に係る書類を提出しない者の入札、又は当該書類に虚偽の記載をした者の入札
- (18) その他この入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

(1) 開札の立会いについて

開札は、入札終了後直ちに行います。その際入札者本人又はその代理人（1者につき1名）を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行います。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。

(3) くじによる落札者の決定

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。なお、同価格の入札をした者が、当該入札の開札立会人又はその代理人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合又は開札立会人又はその代理人がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代わってくじを引きます。

(4) 入札した者は、入札後、入札手続、五條市契約規則、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとします。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

1 1 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、五條市契約規則（昭和39年4月五條市規則第4号）第22条第1項各号の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は免除します。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。

イ 過去2年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と本市が同等と認める契約（種類及び規模をほぼ同じくする契約）を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

(3) 支払条件 後払とします。

1 2 契約書作成の要否等

(1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する経費については落札者による負担とします。

(2) 落札者は、五條市契約規則第19条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

(3) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

1 3 仕様書等に関する質問

仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり電子メールによる質問書（様式1の4）の提出に限り受け付けます。

(1) 受付期間 公告日から令和7年6月9日（月）午後3時まで

(2) 受付方法等

電子メールで提出してください。※送信後、必ず五條市社会福祉課の担当まで、送信したことを電話連絡してください。

・電子メールアドレス syakaifukushika@city.gojo.lg.jp

(3) 回答方法

質問があった場合、令和7年6月11日（水）午後5時までに質問及び回答の内容をホームページに掲載します。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

1 4 その他

(1) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件の入札に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。